かわもとかほ

家畜衛生広報 (R6 Vol. 4)

かわら版

令和7年2月発行



川本家畜保健衛生所(西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部) 〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811

参

飼養衛生管理基準の定期報告を提出してください

家畜(牛・豚・馬・鶏など)を飼養している 方は、毎年、飼養頭羽数および飼養衛生管理基 準の遵守状況を国へ報告(定期報告)すること が義務付けられています。

家畜保健衛生所が検査などで農場へ伺った際に、定期報告書とチェック表を提出していただいた皆様におかれましては、お忙しい中ご対応ありがとうございました。まだ、提出されていない方につきましては、定期報告書とチェック表を郵送しています。記入例を参考にしていただき、持参、郵送または FAX のいずれかの方法にて、当所へ2月28日(金)までに提出してください。なお、報告書の書き方等について、ご不明な点がありましたら、お気軽に当所までご相談ください。

今後、定期報告などの報告について、従来の 紙での提出から、電子申請に移行する予定で す。詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

農場名:	回答記入例 ☑ はい □ いいえ		·ż.	
, and a second s	ETHING, THURSDAY			
I 家畜防疫に関する基本的事項			-	を表現さ プエッ ポック
1 家畜の所有者の責務				ボッジ
①開展点合を連サしている。 (個組在会の型) ・業者伝統等予防法・契料の安全性の確似及び后質の改善に関する影性・兼実到法・ 来看時で本の中間で過去と及び利用の登録に関する影性・未管所属的法法・・等契約上法 ・要基準の外別及び何報に関する法律・一十億額に関する課金等的指数法・ ・要基準の処理及び何報に関する法律・一十億額を設定業等的指数法・ ・企業者、股票報告の法集、有所定が全化で確認を対する法律・ 化製場等に関する法律・		口はい	ロいいえ	
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高 め、衛生管理を行っている。 (歳)者の例 ・地域の他の家畜の所有者(頻素養生管理者) ・都道府林 ・非町村 ・製紙団体 ・地域自衛防疫団体			□ いいえ	
③ (所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能な体 関を確保し、本基準に規定される販租について当該創養衛生管理者に実施させてい る。	□ 該当しない	口はい	口いた	
【記入欄】 今後の改善方針			-	
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 (情報の把銀方法的) ・メール - 広保誌 - FAX ・ウェブサイト		ロはい	口いいえ	
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する諸蛮会への参加、農林水産省のウェブサイトの関覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。		ロはい	ロいいえ	
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。		ロはい	口いいえ	
(急馬場及新の防疫体制を確認できるよう)、衛生管理区域及び将毒設備等の衛生対策設備の設置協所 を明示した島地の平面図を作成し、備えている。 最後の平面図(彼のもを明よしたもの) 1)衛生管型区域及びその出入したもの) 2) 市高速率の定置所		口はい	□ いいえ	
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。		ロはい	ロいいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
3 河東郷生世電マーエノルの中級及び後季の等への用の機な 心と要事項を規定した刺奏衛生管理マニュアルを観医師等の専門家の意見を反映させて 3 経験報告を置すてニアルのと認等項 (1) 従来が計算機能以外で行う物物の刺激及び野猟における禁止事項 (3) 経済からの仲間面の行為の、情熱物による呼込みを含む。) に関する社意機器 (3) 経済からの仲間面の行為の、情熱物による呼込みを含む。) に関する社意機器 (4) 可能の便一工工、機制等を表現や一分のなないための取組 (5) 可能の便一工工、機制等を表現や一分の形成といための取組 (6) 対しめに11、 税収、成化等の取扱い、 (7) 部等の実施的の機能を指定が必要が入れ発生 (9) 機能における形成のための更数、 (9) 機能における形成のための更数、 (9) の手机、成果、参加、再用、減費等の必得及び回路に関する具体的な方法、指電薬の機能、 が影響。		はい	□いた	
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを の配布、着板の設置その他の必要な措置を講じている。		口はい	□ いいえ	
③家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事員している。	能者に周知徹底	ロはい	口いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針				

烏

異常産サーベイランスの結果について

毎年、島根県では牛に異常産(流死産や胎子奇形による難産)等を引き起こすウイルスの流行状況を調査しています。今年度の調査にて、チュウザン病、ピートンウイルス感染症のウイルスが県内に侵入した可能性があることが分かりました。繁殖牛を飼養されている皆様におかれましては、引き続き異常産ワクチンの接種を実施し、予防に努めましょう。

また、調査にご協力いただきました皆様におかれましては、ご多忙のところご対応してくださり、ありがとうございました。



ヨーネ病検査(5条検査)について

家畜伝染病予防法(第5条)には、牛のヨーネ病の検査を5年ごとに受けることが定められています。検査対象は、24カ月齢以上の乳用牛および肉用繁殖雌牛になります。 今年度の対象地域は、浜田市および江津市(旧江津市の区域に限る)であり、全頭陰性を確認しました。対象地域の皆様には大変お世話になりました。来年度(令和7年度)の対象地域は邑南町になります。時期が近くなりましたら、当所から連絡いたします。

実施年度	対象地域
令和7年度	邑南町
令和8年度	江津市(旧桜江町の区域に限る。)、川本町、美郷町
令和9年度	大田市(旧温泉津町及び旧仁摩町の区域に限る。)
令和 10 年度	浜田市、江津市(旧江津市の区域に限る。)

◎ヨーネ病とは

ヨーネ病は、家畜伝染病予防法における家畜伝染病に指定されている細菌病のことです。この病気は、難治性の慢性下痢と重度の削痩の後に、ほとんどの発症畜が斃死する病気です。主に幼若期に経口感染し、遅れて発症する(3~5歳がピーク)という特徴があります。また、ワクチン、抗生物質等による予防・治療が困難な病気です。

烏

美味しまねゴールド認証の取組み ~L2.家畜排せつ物の管理~

『L2 家畜排せつ物の管理』の項目は、家畜排せつ物法*に定められた堆肥舎の管理基準に基づいた家畜排せつ物の適切な管理が求められています。また、農場で排出された家畜の排せつ物(糞や尿など)を堆肥化し、自身の圃場で使用する等の有効利用することにより、環境に配慮した取り組みが努力規定として設けられています。家畜の排せつ物は、素掘りや野積み等の不適切な管理によって、悪臭や汚水排出の原因となり、近隣トラブルや環境汚染につながります。美味しまねゴールド認証の取り組みは、家畜の排せつ物の適切な処理・管理への意識向上につながり、良質な堆肥を作成し、圃場や農地へ還元する資源循環型の農業への貢献が期待できます。

※家畜排せつ物法:家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

◎堆肥舎の管理基準(一部抜粋)

- ・堆肥舎はコンクリートなどの不浸透性材料で築造し、適当な覆い・側壁を設けること。
- 定期的な点検の実施
- ・ 堆肥舎に破損個所がある場合、遅滞なく修繕すること。
- 家畜排せつ物の年間発生量等に関する記録をすること。